

国際労働研究センター監修シリーズ(七八)

目次
一、序言
二、第一章 労働運動の歴史と現状
三、第二章 労働運動の理論と実践
四、第三章 労働運動の国際化
五、第四章 労働運動の未来

アメリカ労働運動の高揚と変質

―ニューディール期から第二次世界大戦後にかけて(上)(下)

著者：中島 薫
訳者：山本 浩一
発行所：労働研究センター

中島 薫 著 山本 浩一 訳

アメリカ労働運動の高揚と変質

『労働法律旬報』二〇〇七年二月下旬号・三月上旬号掲載

中島 薫

アメリカ労働運動の変質

アメリカ労働運動の歴史と現状
アメリカ労働運動の理論と実践
アメリカ労働運動の国際化
アメリカ労働運動の未来

アメリカ労働運動の高揚と変質
アメリカ労働運動の歴史と現状
アメリカ労働運動の理論と実践
アメリカ労働運動の国際化
アメリカ労働運動の未来

アメリカ労働運動の高揚と変質
アメリカ労働運動の歴史と現状
アメリカ労働運動の理論と実践
アメリカ労働運動の国際化
アメリカ労働運動の未来

アメリカ労働運動の高揚と変質
アメリカ労働運動の歴史と現状
アメリカ労働運動の理論と実践
アメリカ労働運動の国際化
アメリカ労働運動の未来

アメリカ労働運動の高揚と変質

—ニューディール期から第二次世界大戦後にかけて(H)

中島 釀

一橋大学大学院社会学研究科助手

はじめに

一九九五年にアメリカ労働総同盟産別会議 (the American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: 以下、AFL—CIOと略記) の指導部選挙において、ジョン・スウィーニー (John Sweeney) らの「ニュー・ボイス」グループが勝利して以降、アメリカ労働運動は変化のなかにある。その後のAFL—CIOは、未組織労働者の組織化や積極的な政治

目次

はじめに

1 アメリカ労働運動の変化についての評価

2 ニューディール期の労働運動の特徴

(以下、一六四—一七三号)

3 第二次世界大戦期の変化

4 戦後アメリカ労働運動の挫折と変質

おわりに

活動、組合内部の多様性、労働者の国際連帯といった課題に取り組み始めた。もちろん、これらの改革は大きな制約を抱えていることも事実である。しかし、未組織の移民労働者などの組織化キャンペーンや、様々な社会運動との連携のもとでの活動といった試みは、ビジネス・ユニオニズムと呼ばれ他の社会運動との連携を欠き、自らの構成員の利害にのみ関心を払ってきた戦後アメリカの労働運動とは大きくその性格を異にするものである。

現在のアメリカ労働運動の変化と今後の展望

について、ダン・クロウソン (Dan Clawson) は、一九三〇年代の急激な労働運動の高揚と現在とを対比させて論じる。たしかに、三〇年代は、フランクリン・D・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 政権のもとで多くのニューディール社会改革が実施され、不熟練・半熟練労働者の組織化を進めた産業別労働組合の台頭や労働党結成の動きの高まりなど労働運動がもっとも活性化していた時代とされる。それゆえ、戦後アメリカ労働運動の社会的運動からの後退と

いう状況をふまえると、三〇年代から第二次世界大戦後にかけて、アメリカ労働運動がなにかしらの質的変容を遂げたことが考えられる。しかし実は、この変化についての評価は、それほど明瞭になっていくわけではない。

そこで本論文は、仮説的にはあるが一九三〇年代から四〇年代末、五〇年代初頭にかけてのアメリカ労働運動の展開・変容の見取り図を描くことを目的とする。なお本稿の構成は、1において既存の労働運動の推移に関する評価とその問題点を取り上げ、2で三〇年代ニューディール期における労働運動高揚の特徴を論じる。3 (次号掲載) では、コーポラティズムが追求された第二次世界大戦期の労働運動をまとめ、4 (次号掲載) では、一九四〇年代後半以降の労働運動の変化について考察する。その際、後述するように、政治への要求の内容、組合員以外の利害への関心という二つの視点から分析を行なう。

1 アメリカ労働運動の変化についての評価

(1) アメリカ労働運動の変化

一九三〇年代から四〇年代にかけてのアメリカ労働運動の変化は、端的に言えばその社会改革的な要素が失われていく過程として理解されており、そこでは主に二つの問題が取り上げら

れる。

第一は、アメリカ労働運動が独自の労働者政党を作る戦略を放棄した点である。一九三〇年代アメリカ労働運動は、大量生産産業における産別労働運動を中心しつつ、独自に政治勢力を作り、独自の政治代表の結成を模索していた。

不熟練・半熟練労働者の組織化を進める大量生産産業の産別組合は、自らの主張する産業別の組織化原則が三五年のアメリカ労働総同盟 (the American Federation of Labor : 以下、AFLと略記) の大会において退けられたことを受けて、産別組織委員会 (Committee for Industrial Organization) を結成する。これは三八年に結成された産別組合会議 (Congress of Industrial Organization : 以下、CIOと略記) という新たなナショナル・センターの前身となる。

このAFL一九三五年大会では、国際婦人服労働組合 (International Ladies' Garment Workers' Union : 以下、ILGWUと略記) や全米合同男子服労働組合 (Amalgamated Clothing Workers of America : 以下、ACWAと略記)、金属鉱山組合 (Mine, Mill and Smelter Workers : 以下、MMSWと略記) といった後に産別組織委員会に参加する産別組合を中心に、労働党結成を求める決議案が一二本提出された。三六年には、CIO参加の労働組合を中心に労働無党派連盟 (Labor's Non-Partisan League : 以下、LNPLと略記) とアメリカ労働党 (American Labor Party) が結成され、独自の政治活動が追求さ

れた (両者とも、第三党の結成を明確な目標として掲げていたわけではなく、ローズヴェルト再選のための政治活動が主であったが、労働党への発展を想定させるものであった)。この動きは、後退しつつも全体としては四〇年代中葉まで存続続けた。しかし、三〇年代から四〇年代にかけての民主党とは別の独自の労働者の政治代表を作る (労働党結成) という選択肢は、四〇年代末以降、現実的可能性を失っていたのであった。労働党結成という大きな目標を捨て、「民主党とリベラルな国家との同盟を強化することによって」、「組織労働者は独立した政治運動となるチャンスを手放した」のであった。

第二は、労働組合が共産主義者をその組織から排除したことであった。一九三〇年代、多くの産別組合、CIO系組合に相当数の共産主義者の活動家が参加しており、いくつかの組合では彼らが指導的立場にあった。しかし三〇年代末葉以降、労働組合内で、共産主義者への批判、追放の動きが顕著になってくる。AFLは三九年大会において指導的地位からの共産主義者排除を行ない、CIOでも四〇年大会以降、共産主義者への批判が表面化してきた。CIOは、四七年成立の組合幹部に非共産主義者宣言を義務づけたタフト・ハートレイ法 (Taft-Hartley Act) には反対したが、四九年大会以降、一一の組合を追放処分としたのであった。

実はこうした共産主義者の追放は、アメリカ労働運動の社会運動的要素の喪失に大きな影響

を及ぼしたのである。当時の共産主義者は様々な社会的運動との連携を持っており、労働運動と社会運動をつなぐ役割を持っていた。そうした共産主義者を追放することによって、労働組合はその社会的課題への積極的関与の機会を失うという高い代償を払ったのである。その結果、一九五〇年代から六〇年代にかけての公民権運動に際して、組合が積極的役割を果たすことができなかった。

(2) 改革性の喪失

このようにアメリカ労働運動は、独自の労働党結成路線の放棄や共産主義者バージによって、社会改革の要素を喪失したとされる。

この変化について、歴史家アラン・プリנקリーは、アメリカの労働運動が第二次世界大戦期の経験を経て、資本主義批判を放棄し、大衆消費社会を維持するための経済的繁栄を追い求める方向へ向かったと論じる。彼は、労働運動の質的変容の画期として、労働運動が独自の政治代表を持つ構想を放棄したこと、資本主義に対する批判的意識と改革志向を失ったことの二点を指摘したのである。

ただ、ここで注意すべきは、改革性の喪失という際に、その改革の次元の違いをふまえることである。プリנקリーが指摘する資本主義に対する批判意識に関して想定されるのは資本主義体制そのものへの批判・改革であり、この議論には体制変革につながる要素が含まれている。

対して、独自の政治代表結成については、西欧の社会民主主義が念頭におかれ、福祉国家をめざす改革が問題とされているのである。「改革」性を問題にするのであれば、この両者の区別をふまえて論じる必要がある。

ここではさしあたり社会民主主義を、松下圭一の議論を借り、社会主義国家と対立するものから、国家が主体となり、国家によって実現される段階に達したものと理解する。労働者階級の「解放」は議会的形態をとりつつ、社会政策を漸進的に拡大することによって実現されることとなる。つまり、社会民主主義とは、二〇世紀初頭から両大戦間期にかけての普通選挙権や社会政策の拡大という労働者の同権化政策によって、国家に対立していた労働者階級を国家のなかの労働者階級へと包摂するというある種の「体制内化」作用を持っているのである。この労働者を「解放」しうる社会政策は、普通選挙と議会政治を通じて政治的に実現されなければならない。そのため、社会民主主義はその運動の担い手を、労働運動や労働者政党の確立という労働者階級の組織化に求める。その際、労働者階級には、産業行動と政治参加の両面での役割が期待される。労働組合を通じた労使関係を築くことで産業経営に労働者が関与し（企業の利潤極大化行動を制約し）、政治的場面においても単に自組合のみの利益のためではなく、労働者階級全体にとってメリットとなる社会政策の実現のための運動の主体となることが組織

労働とその政治代表に期待されたことであつた。

戦後アメリカ労働運動の性格を、社会主義の担い手としての労働運動とその政治代表という視点から考える際に参考となるのが、ネルソン・リヒテンシュタインの研究である。彼は、労働運動の政治要求実現の道筋に着目し、それが政治的経路を通じてではなく、自らの団体交渉を通じてのものとなったことに注目する。ニューディールから戦後直後までの労働運動は、民主党の再編、南部の組織化、経営参加、国民医療保険制度の制定を掲げており、「ヨーロッパ型」の社会民主主義的福祉国家路線を追求していた。しかし、一九四〇年代後半に連邦政府のリベラルな政策を求めるという構想を放棄し、自らの利益にしか関心を示さず、「特殊利益団体政治」(special interest politics)のなかに組み込まれたと指摘する。企業の成長が労働者の生活向上と密接に結びつく構造が基幹産業で作られた。それによって、アメリカ労働運動（なかでも産別組合）の指導者たちの考えが、政党への支持を通して産業に対する発言力強化や公的社会保障拡充を要求する方向から、組合自身の力を重視して個別の団体交渉での企業年金・私的健康保険を選択するという方向へと変化したのである。

このリヒテンシュタインの議論のポイントは二つある。第一は、彼が「民営化された福祉国家」(private welfare state)という語義矛盾に近いタームを使って表現しようとした要求実現の

回路の問題である。戦後アメリカの労働運動は、国家を通じて要求を実現するという路線を放棄し、独自の団体交渉でもって国家を通さずに私的に解決しようとするという性格を持っていたとされる。これは、国家を通じて要求を実現させるという回路を有していた社会民主主義とは決定的に異なる。第二が、「特殊利益団体政治」と指摘される労働運動が代表する利害の範囲の問題である。戦後アメリカ労働運動が公的社会保障制度の拡充に冷淡になったことが意味するのは、彼らが労働者階級以外の利害を代表しただけでなく、未組織の労働者の利害をも代表しなくなったということである。自らの構成員のみの利害しか代表しない狭い利益集団と化したという点である。政治学者セオドア・J・ロウイ(Theodore J. Lowi)は、「現代自由主義国家」は私的領域に介入することになり肥大化し、その政策形成が利益集団によって左右されることによって一貫性のないものとなったという問題意識から「利益集団自由主義」論を展開した。この議論の念頭にあったのは、労働運動も利益集団となった戦後アメリカ政治の状況であったのである。¹¹⁾

戦後のアメリカ労働運動は、この二つの点で社会民主主義的性格を喪失したということであった。ただ、リヒテンシュタイン自身はこの両者を明確に区分して論じている訳ではない。したがって本稿では、二つの視角から戦後アメリカ労働運動の変化を考察する。第一が、政治へ

の要求の内容の変化についてである。この点に
関しては、社会保障に関連した政策要求が労働
運動のなかでどのように変化してきたのかを中
心に分析する。第二は、構成員以外の利害への
関心についてである。組合の要求や活動から、
いかなる階層の利害を代表しようとしているの
か、それがいかなる変化を遂げたのかについて
考察する。

2 ニューディール期の労働運動 の特徴

(1) ニューディール期の労働運動の発展

① ニューディール労働政策と労働運動の発展

一九三三年に成立した全国産業復興法 (the
National Industrial Recovery Act: 以下、NIRA
と略記) は、第七条a項において、労働者の
団結・団体交渉・交渉のための代表選出の権利
を明記するなど労働者の団結権、団体交渉権を
法的に承認した。しかし、その権利は、労使が
締結する公正競争規約の満たすべき条件の規定
のなかに盛り込まれたものであった。そのため
NIRAは、①労働者に団体交渉の権利を認め
るものの使用者に労働者代表の承認の責務を課
さない点、②労使の個人交渉が可能という解釈
の余地を残した点、③労働者の団結権、組織化
の自由を妨害する使用者の行為についての禁止
規定の欠如という三つの欠陥を有することとな

ったのである。実際、ストライキ件数はNIRA
A制定後も三二年の八四一件から三五年には二
〇一四件と増大した。この不備を解決するため
に、三五年成立の全国労働関係法 (the National
Labor Relations Act: 通称ワグナー法、以下、
ワグナー法と略記) には、労働者の団結権・団
体交渉権を実質的に保障するための不当労働行
為規定が盛り込まれた。

こうしたニューディール期の労働者の権利を
保護する法制度が整備されたことも受けて、労
働運動の組織率は、一九三五年の一三・二%か
ら三七年の二二・六%、三九年の二八・六%へ
と大きく上昇した (その後戦時体制のもとで、
四五年で最高の三五・五%にまで上昇する)。

② 産別運動の展開

この労働運動の高揚を大きく支えたものが、
大量生産産業における不熟練・半熟練労働者の
組織化の発展であった。AFLは熟練労働者を
中心に組織化している職能別組合という組織原
則を持っていたが、一九三三年以降の大会では、
組織活動に関する決議案が多数提出され、職能
別組織化と産業別組織化という組織化原則をめ
ぐって激しい議論が交わされた。しかし前述の
ように三五年大会で、産別組合原則の主張が退
けられたことを受けて、同年一月に、全米鋳
山労働組合 (United Mine Workers: 以下、UM
Wと略記) 委員長のジョン・L・ルイス (John
L. Lewis) やACWAのシドニー・ヒルマン

(Sidney Hillman)、ILGWUのデイヴィッド・
ドゥビンスキー (David Dubinsky) らは、産別
組織委員会を結成した。その後、三六年から三
七年にかけて、USスチール社 (United States
Steel Corporation) やジェネラル・モーターズ
社 (General Motors Corporation: 以下、GMと
略記) において組織化が進められ、協定も成立
した。また三七年には、鉄鋼、輸送産業、化学、
電機産業など主要な大量生産産業における組織
化も進められた。こうした状況を受けてAFL
も大量生産産業の不熟練・半熟練労働者の組織
化に乗り出し、CIOとAFLとで管轄権争い
が高まっていくことになるのである。

(2) 政治要求

産別組合を軸にした一九三〇年代アメリカ労
働運動の展開のなかで、行論の関係で注目すべ
き点の第一は政治課題への積極的関与である。

① AFLのヴォランタリズムの転換

アメリカ労働運動の政治や立法に対する伝統
的立場は、ヴォランタリズムと呼ばれるもので
あった。ヴォランタリズムとは、一九世紀後半
の熟練労働者を中心となつたアメリカ労働運動
の指導者であり、一八八六年結成のAFL会長
に就任したサミュエル・ゴンパース (Samuel
Gompers) の思想に体现され、その後一九三〇
年代に至るまでアメリカ労働運動の基本原則と
して続いた。ヴォランタリズムを掲げたAFL

は、外部の影響に左右されることなく労働組織の完全な自主性を保ち、経済的利益を得ることで組合の力を維持するという立場であった。ゆえに彼らは、失業保険のような積極的施策を政府に求めることはない。そうした介入は労働者自身の自己解放や自由のための闘いを阻害するとして否定していたのである。

AFLの政治関与に対する消極性が転換され始めたのが、大恐慌の影響を受けた後の一九三二年であった。AFLは三十二年大会において、非農業就業者の四人に一人は失業者となるような失業問題の深刻化と、大量の失業者を組織した失業者運動の高揚、U MWなどの産別労働組合の主張を受け、労働時間短縮のための労働時間規制立法と同時に、失業保険制定に賛成したのである。

② 社会保障法への支持

その後、AFLは一九三五年成立のワグナー法に対して適性交渉単位に関する条項の修正を求めつつも支持し、同時に社会保障法に対しては賛成の立場を表明する。AFL全体としては、社会保障法の立案・成立の中心的役割を果たしたという訳ではなかったが、賛成の立場を公聴会証言や大会で表明している。AFL三十四年大会での執行委員会報告や、三十五年一月に提出された経済保障法案 (the Economic Security Bill: 本法案は審議中に社会保障法案とその名称が変更された) に対するAFL会長ウィリアム・グ

リーン (William Green) の公聴会証言から、AFLが失業者の生活水準向上や購買力増大、公平な所得分配を実現するために全国で統一的な失業保険制度創設を支持し、高齢者が家族に依存している状態を解消するための老齢年金設立を求めていることが理解できる。

グリーンの公聴会証言で行論との関係でもっとも重要な点は、失業保険に関する会社毎の個別失業補償積立金 (unemployment reserve) への批判であろう。失業保険の制度として、企業単位の失業保険基金設置を州法によって強制し、当該企業の雇用の安定度によって税金の減免を行なう分離勘定方式 (the separate account system: 通称、ウィスコンシン・プラン) と、使用者に一律に課税する州規模での統一された州管掌制度としての共同基金方式 (the pooled system: 通称、オハイオ・プラン) のどちらを採用すべきかという論点は、社会保障法の立法過程における最大の論点の一つであった。経営者のなかでのリベラル派は、自分たちの企業で個別に実施してきた失業補償積立金プランを引き合いに出しつつ、各使用者が失業者削減の工夫や優れた失業補償積立金制度設立の努力を行なうインセンティブが働くとして前者を支持した。それに対して、グリーンは国による共同基金 (State-pooled funds) を主張する。彼は、個別企業ないしは産業単位での失業補償積立金方式を認めることはできないと強く反対する。彼は主に二つの点で批判する。第一の理由は、リス

クの負担・分配という保険の第一義の原則からの逸脱である。この制度では、公的な共同基金から失業発生が少ない「ましな」使用者や産業が抜けることになり、共同基金は失業の可能性が相対的に高い会社で構成される。となれば、共同基金の財政悪化は免れず、そのもとで働く労働者が危険にさらされかねないのである。第二は、この会社単位の失業積立金が労働組合の成長阻止の道具として利用される危険性である。労働組合の組織化に反対する使用者は、会社による失業積立金制度を、給付金や給付期間を共同基金よりもわずかに良い条件にすることで、従業員組織化に対抗する闘いへの武器として利用することができるのである。

リスクの分散や所得の平等的分配や、労働運動の発展を阻害する「効果」を問題視するグリーン¹⁶の立論は、後述する個別企業でのフリンジベネフィットを追求する一九四〇年代後半以降の方向性とは明確に異なるものであった。

③ 国民医療保険創設の活動へ

一九三五年に社会保障法が成立するも、そこでは失業保険と老齢年金のみが創設され、医療保険は盛り込まれていなかった。そのため労働運動にとってのつきなる社会保障の課題は、国民医療保険創設であり、実際にAFL、CIOともに医療保険の政策立案に関わるようになる。AFLは一九三五年一〇月の大会において医療保険法の制定を全会一致で支持し、三十六大

会への執行委員会報告は、英独仏の国民医療保険制度の実情を紹介し、医療保険の立案のための検討組織を連邦政府に創設するよう求めた。

一九三八年七月には、ジョセフィン・ローチ

エ (Josephine Roche) 財務次官補が委員長を務める医療保険を検討する国民医療保険会議 (the

National Health Conference) が開かれたが、そこにはAFLもCIOの代表も参加した。グリン

は、人口の九二%にのぼる年間五〇〇ドル以下の所得の世帯の「普通の国民」のための

強制的な政府管理の医療保険 (compulsory, government-administered health insurance) を求

めた。また、CIOの顧問弁護士を務めるリー・

プレスマン (Lee Pressman) が、医師会に対して

国民への適切な医療サービス提供を拒否して

いるとして批判し、全米自動車労働組合 (United

Automobile Workers : 以下、UAWと略記) 女性

支援部 (the Women's Auxiliary) の指導者の

イブ・ストーン (Eve Stone) は、「社会保障法

を完成させる」ものとして連邦医療保険給付

(the federal health benefits) の実現を主張した

のである。

(3) 広範な層の利益代表としての役割

一九三〇年代の労働運動の発展において第二

に注目すべき点は、労働組合が利益代表として

包含する範囲の問題である。当時の労働運動が

政治要求実現を図る際に、いかなる層の利益代

表として活動するについて考察する。

CIOの前身の産別組織委員会は、大量生産産業の未組織労働者の組織化を進め、団体交渉を認めさせることを、その結成の目的として掲げていた。AFLは、一九三〇年代後半に、CIOへの対抗もあり大量生産産業の不熟練・半

熟練労働者に触手を伸ばすようになるが、基本的には熟練労働者を中心とした職能別組合が主

流であった。職能別組合の指導者のなかには、

こうした大量生産産業の労働者は、高賃金獲得

が目的で長期的に組合にとどまろうとはしない

連中と見なす者もいた。それに対して、CIO系

の大量生産産業の組合は、それまで未組織であ

った大量生産産業の不熟練・半熟練労働者の組

織化を目的としており、既存構成員以外の利害

を代表せざるをえない性格を持つものであった。

①リベラル派との同盟

ここで重要なことは、当時の労働運動が、未

組織労働者の組織化という課題だけでなく、他

の階層の進歩的な運動との連携を追求していた

ことである。アメリカ労働党結成に関わり、戦

時期の政府機関の役職に任命されるなど労働運

動と政治とのパイプ役を務めたシドニー・ヒル

マンは、「労働者は、他の進歩的グループから

孤立して、独立では活動できない」として、組

織労働者は周りに存在するあらゆる進歩的政治

行動の中核的位置にあるべきと論じている。

同様の議論は、民主党内リベラル派内でもな

された。ワグナー法や社会保障法、国民医療保

険法案の議会への提出にすべて関わったロバート・ワグナーは、労働運動とリベラル派との連携についてつぎのように述べる。「現代世界において、労働者階級はリベラリズムなしにその独立を保つことはできず、リベラリズムは労働者階級の援助なしには生き残ることができない」。リベラル派側から労働運動との共同への期待が論じられたのである。

②LNPLの歴史的特徴

革新的諸運動のなかでの中核的役割の担い手

としての労働運動への期待を背景に、LNPL

に見られるCIO系の労働運動の政治活動は広

範な階層の利害代表組織としての役割を果たそ

うとしたのである。

前述のように一九三六年に、後のCIOに参

加する産別組合を中心にLNPLが結成された。

LNPLは全国委員会と各州支部、その下の地

域組織からなるが、いくつかの州ではACWA

やUMW、UAWといった大規模な産別組合を

中心に組織された。本組織は、「賃金や生活条件

改善のために労働者の独自の政治活動」を目的

としたが、第三党結成というよりは、ローズヴ

ェルト再選のための活動が中心であった。また、

三八年の中間選挙でのLNPLの政治活動は、

民主党候補者を労働者勢力の立場から評価し、

親労働者候補のための支持活動が中心であった。

ここで注目されるのは、LNPLが組織する

対象の広さである。LNPLは、人種のマイノ

リティであるアフリカ系・イタリア系・ユダヤ系だけでなく、女性や農民もその組織化の対象とした。部会として、失業者部会、外国人部会、黒人部会、教会部会、消費者部会、退役軍人部会が存在した。L N P Lは、その集票の対象を単に組合員のみに限定せず、広範な階層の利害を代表するという方向で、民主党の集票活動を行なったのである。

実は、こうしたL N P Lの組織化と集票活動は民主党の集票構造のあり方の改変につながる性格を持っており、いくつかの州ではそうした変化が生じたのである。民主党には、利益誘導を軸にした政党マシーンという伝統的な集票構造が存在するが、L N P Lの活動は既存の政党マシーンに取って代わるうというものであった。L N P Lとの激しい衝突を背景に、ペンシルヴェニア州やオハイオ州、ニューヨーク州、ニュージャージー州などでは政党マシーンが決定的に弱体化していった。そのため、これらの州では、民主党の政党マシーンが伝統的に受け持ってきた集票も含めた機能を、労働組合とその政治活動団体であるL N P Lが代替するという状況が生じたのである。

以上見てきたように、一九三〇年代の労働運動は、組織率上昇・産別組合の台頭に見られるように全体として高揚するなかで、政治的要求の側面では、公的社会保障の拡充といった国家を通じた利益実現の方向へと足を踏み出したこ

とが指摘される。A F LとC I Oの両者ともに、失業保険、年金を公的な制度として立法によって創設することを構想しており、公的医療保険創設の活動の一翼も担っていたのである。とくに、失業保険制度に対する個別企業の積立金設立による共同基金からの離脱を認めず、制度の統一性・画一性を追求する立場は、四〇年代末以降の企業別の私的年金・医療保険の拡大を念頭に置くと、その違いが浮き彫りとなる。

労働運動が利害を代表する層の範囲については、狭い利益集団という枠では括ることができない性格を持っていた。戦後の労働運動は、自らの構成員の利益しか考えない利益集団という位置づけをなされ、一九六〇年代に高揚した公民権運動とは一線を画した存在となっていた。それに対して、L N P Lは、黒人や女性、農業労働者などまで組織化・支持獲得の対象とした、きわめて広い範囲・視野をもった運動体であったのである。また、L N P Lの集票活動が、既存の民主党マシーンとの対立のなかで、労働運動の要求を民主党の政策決定、議員の選考に食い込ませ、民主党の構造の変容を迫る意味を持っていたのである。

(1) 近年のアメリカ労働運動の変化の意義とその限界については、さしあたり以下の二つを参照。

Gregory Manstios, ed., *A New Labor Movement for the New Century* (New York: Garland, 1998) [戸塚秀夫監訳「新世紀の労働運動——アメリカの実験」(緑風出版、二〇〇一年)]、国際労働研究センター

編著「社会運動ユニオニズム——アメリカの新しい労働運動」(緑風出版、二〇〇五年)。A F L・C I Oは二〇〇〇年二月に、それまでの移民規制を求める立場を変え、不法移民に対してアムネスティを要求し始めた。A F L・C I O Executive Council, "Immigration," February 16, 2000, <http://www.aflcio.org/aboutus/hispanic/aflcio/council/ec/02162000.htm>。またスタッフのなかには、かつて学生運動、公民権運動などの社会運動で活動していたものも多く存在する。Dan Clawson, *The Next Upsurge: Labor and the New Social Movements* (Ithaca: ILR Press, 2003), 13-14, 20-21。

(2) ビンネス・ユニオニズムとはきわめて簡単に言えば、活動が賃金・労働時間・福利厚生の改善といったサービスを組合員に提供することに収斂した労働組合運動のことである。George Gillyman Higgins, *Voluntarism in Organized Labor in the United States, 1930-1940* (New York: The Catholic University of America Press, 1945), 10。

(3) Clawson, *The Next Upsurge*, 119-205。

(4) Steve Fraser, "The Labor Question," Steve Fraser & Gary Gerstle ed., *The Rise and Fall of the New Deal Order, 1930-1980* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1989), 76; Alan Brinkley, *The End of Reform: New Deal Liberalism in Recession and War* (New York: Alfred A. Knopf, 1995), 224-226; Nelson Lichtenstein, *State of the Union: A Century of American Labor* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2002), 114-122。

(5) 以下を参照。J. David Greenstone, *Labor in American Politics* (New York: Alfred A. Knopf, 1969), 39-80; 長沼秀世「アメリカの社会運動——

CIO史の研究(彩流社、二〇〇四年)二六七—二九八、三四三—三六八頁。

(6) Brinkley, *The End of Reform*, 224.

(7) 全米ラジオ電気機械労働組合 (United Electrical Radio and Machine Workers Union : 以下、UEAと略記) や国際港湾倉庫労働組合 (the International Longshore and Warehouse Union : 以下、ILWUと略記) など強い影響力を持っていた。Maurice Isserman, *Which Side Were You On? The American Communist Party During the Second World War* (Middletown, Conn. : Wesleyan University Press, 1982), 19-20 ; 長沼前掲注 (5) 二〇一—二三〇頁。

(8) CIOの一九四八年大会では左派への批判がなされ、四九年大会で、UEA、農業機械組合 (Farm Equipment Workers) が追放された。大会後、一九五〇年二月にCIO執行委員会が、MMSWやILWU、事務・専門職組合 (Office and Professional Workers) など九組合の追放が決定された。

(9) 松下圭一「マルクス主義理論の二〇世紀的転換」『現代政治の条件』中央公論社、一九五九年) 八七頁、「大衆国家の成立とこの問題性」『現代政治の条件』二二頁。

(10) Nelson Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining : Organized Labor and the Eclipse of Social Democracy in the Postwar Era," in Fraser et al. eds., *The Rise and Fall of the New Deal Order*, 125, 141-144 ; "Labor in the Truman Era : Origins of 'the Private Welfare State,'" in Michael J. Lacey, ed., *The Truman Presidency* (New York : Cambridge University Press, 1989), 130-132.

(11) Theodore J. Lowi, *The End of Liberalism : The Second Republic of the United States*, 2nd ed. (New

York : W. W. Norton & Company, 1979) [村松岐夫監訳「自由主義の終焉——現代政府の問題性」(木鐸社、一九八一年)]二〇—二一、八八—八九頁。

(12) U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970* (Washington, D.C. : USGPO, 1975), 178-179.

(13) National Labor Relations Act, Public Law 198, U.S. Statutes at Large 49 (1935) : 449-457.

(14) Higgins, *Voluntarism in Organized Labor in the United States*, 3, 56-82, 149-150.

(15) Irving Bernstein, *The New Deal Collective Bargaining Policy* (New York : Da Capo Press, 1975), 126 ; Ruth L. Horowitz, *Political Ideologies of Organized Labor* (New Brunswick, NJ : Transaction Books, 1978), 123-147.

(16) Edwin E. Witte, *The Development of the Social Security Act* (Madison, Wisconsin : The University of Wisconsin Press, 1963), 87-88 ; American Federation of Labor, *Report of Executive Council to the 53rd Annual Convention of the American Federation of Labor*, San Francisco, California : October 1, 1934, 92-93 ; Statement of William Green, U.S. Congress, Senate, Committee on Finance, *Economic Security Act : Hearings on S.1130 before the Committee on Finance*, 74th Cong., 1st Sess., January 28, 1935, 154-156.

(17) 中島譲「一九三五年社会保障法をめぐる政策構想の対抗」『アメリカ研究第四〇号』(二〇〇六年三月)。

(18) Statement of Green, *Economic Security Act*, 173-174.

(19) Alan Derickson, "Health Security for All? Social Unionism and Universal Health Insurance, 1935-1958," *Journal of American History* 81 (March 1994), 1337-1340 ; AFL, *Report of Executive Council to the 55th Annual Convention of the American Federation of Labor*, Tampa, Florida : November 16, 1936, 131-135 ; Milton Derber and Edwin Young, eds., *Labor and the New Deal* (Madison : University of Wisconsin Press, 1957) [永田正臣ほか訳「現代アメリカ労働運動史」(日刊労働通信社、一九六四年)]三六九頁。

(20) この会議の提案は、一九三九年二月の代表的なリベラル派の民主党上院議員ロバート・F・ワグナー (Robert F. Wagner) が提案した国民医療保健法案 (a national health bill) に組み入れられた。本法案は、国民医療保険を確立するための州への連邦政府補助金を提案するものであったが、アメリカ医師会 (American Medical Association) からの強い反対に直面し廃案となった。

(21) 長沼前掲注 (5) 一〇三頁、ダーバー他編「現代アメリカ労働運動史」八六頁。

(22) Brinkley, *The End of Reform*, 220.

(23) Speech at American Labor Party Rally, October 31, 1938, folder 42, box 104, Robert F. Wagner Papers, Special Collections, Lainger Library, Georgetown University, Washington, D.C.

(24) この項の立論は、以下の西川氏の研究に負うところが大きい。西川賢「ニューディール期における民主党の組織的变化に関する一考察——労働無党派連盟と政党マシーンの関連をめぐりに」『法学政治学論究第六八号』(二〇〇六年三月)、一—三二頁、長沼前掲注 (5) 一三二—一三七頁。

(なかじま じゅん)

アメリカ労働運動の高揚と変質

—ニューディール期から第二次世界大戦後にかけて—

中島 釀

一橋大学大学院社会学研究科助手

3 第二次世界大戦期の変化

(1) 戦時体制への協力

一九三九年九月のドイツのポーランド占領で第二次世界大戦が勃発した。ローズヴェルト政権は、三九年十一月の中立法改定、四一年三月の武器貸与法制定によって中立政策を放棄し、「民主主義の武器庫」(四〇年十二月ローズヴェルト)となるべく連合国への大量の武器援助を

目次

はじめに

1 アメリカ労働運動の変化についての評価

2 ニューディール期の労働運動の特徴

(以上、一六四二号)

3 第二次世界大戦期の変化

4 戦後アメリカ労働運動の挫折と変質

おわりに

進めていく。

労働運動も当初は、中立主義的立場を示していたが、しだいに全体として戦争への協力姿勢を明確にしていく。それを象徴的に示したのがCIOの変化であろう。CIOは一九三九年一〇月の大会で採択した「労働者とヨーロッパの戦争」(Labor and the European War)と題する決議のなかで、ローズヴェルトの中立政策を支持し、ヨーロッパの戦争にかかわりを持たないことを要求した。翌四〇年十一月の大会では、シドニー・ヒルマンが、民主主義国への軍事援助を主張したのに対して、ジョン・L・ルイスは対英援助への支持を明確にはしなかった。四一年の武器貸与法案に対しても、CIO二代目会長のフィリップ・マレー (Philip Murray) は賛成するも、CIO内には反対論も存在した。CIOが戦争への関与を積極的に支持するのは、四一年六月の独ソ戦開始後であった。四一年一月の大会で、第二次世界大戦を「人民の戦争」と規定し、労使協力による全国民、全資源の全面的な動員への協力を決議した。

そして日本からの真珠湾攻撃直後の一九四一年二月一七日に、ローズヴェルトは、AFLとCIOの代表者とともに実業界の代表を呼び会談を設定した。AFL、CIOはともに、その会談で生産を止めないために戦時中のストライキを行わない誓約 (the no-strike pledge) をしたのであった。

(2) コーポラティズム体制の構想

戦時期の労働運動は、戦争への協力を宣言する一方で、ニューディール改革での到達をさらに前進させることを追求する。それが政労使の代表者による協議のもとで、戦時期の国家政策決定や生産・価格設定に関する産業の意思決定に労働者が参加するコーポラティズム体制であった。

① 政府機関の発展

実際に一九四〇年代には、労働代表がかわる戦時動員機関が創設された。四〇年五月に戦時動員の鍵となる最初の機関、国防諮問委員会 (the National Defense Advisory Commission: 以下、NDACと略記) が設立された。NDACは、生産・労働・運輸・工業原材料・価格・農業・消費といった部門の担当委員七名で構成され、国防計画に関する助言を行なう役割を求められた。軍需産業での労使間の調整を主たる役割とした労働担当に任命されたのはヒルマンであった。彼は、労働法違反の企業に対して、軍

需生産の契約発注をキャンセルすることで、法令遵守を迫った。NDACCは、同年十二月一日に機能を引き継いだ生産管理局 (Office of Production Management: 以下、OPMと略記) へと改組され、その副長官に任命されたヒルマンは、多くの労働争議での調停に取り組んだ。

労使調停の役割については、一九四一年三月に創設された国防調停委員会 (the National Defense Mediation Board: 以下、NDMBと略記)、翌四二年一月に後継組織として設立された全国戦時労働委員会 (the National War Labor Board: 以下、NWLBと略記) がOPMから引き継いだ。両機構は、労働・産業・公益の代表からなる三者構成機関として構成され、その労働代表には、CIO会長のマレーとともに、後の五二年にAFL会長となるジョージ・ミーニー (George Meany) が参加していた。NWLBは、「組合員の地位保全」 (the "maintenance of membership") を宣言し、準司法的権限をもって戦時の労使関係に介入していった。賃金政策では、「リトル・スチール方式」 (the "Little Steel formula") と呼ばれた産業規模での賃金パターンを設定する。この方式は、賃金上昇が四一年一月一日の実質賃金率を一五%以上超えてはならないというものであり、戦時末期には賃金上昇に対して抑制的影響をもたらしたが、繊維・小売業の労働者の賃金上昇を促進するなど、産業間の賃金水準の平準化という効果を持つものであった。NWLBは、人種、性別での賃金差別を

非難し、同一労働同一賃金 (equal pay for equal work guidelines) を掲げるなどして、平等主義的賃金政策を追求していたのであった。

② CIOのコーポラティズム構想

第二次世界大戦期には、組織労働はその代表者を連邦政府の三者構成機関に送り込むことで、戦時動員の政策決定に関与するようになった。CIOは、こうしたコーポラティズム的機能を持った制度を、政治レベルだけでなく、産業規制においても産業協議会プランとして追求してきたのである。

それが、一九四〇年にマレーが提案した産業協議会プラン (the industrial council plan) であった。このプランは、産業協議会を政労使の三者構成機関として各産業に設置し、生産や人的資源に関する管理の権限を付与した。このマレーのプランを自動車産業において具体化したのが、同年に発表された当時のUAW副会長のウォルター・ルーサー (Walter Reuther) による「一日五〇〇機」計画 (the "500 planes a day" plan) であった。これは、必要な戦闘機生産を新規工場建設によってではなく、自動車産業の遊休工場の航空機生産への転換によってまかなうという計画であった。行論との関係で重要な点は、このプランが同時に政労使からなる航空機生産委員会を提案していたことである。この提案は、経営側の反対により実現しなかったが、生産設備の転換や労働力の徴用などの権限を委

員会に付与するものであり、労働側、UAWが三者機関の構成員となることで企業行動への規制力を握ることを意味していた。

(3) 政治活動の展開

このようにCIOは、労働者代表の連邦政府と産業の意思決定への介入を保障する制度の構築を追求する一方で、政策要求の実現のための政治活動も活発に展開した。

その代表的なものが、国民医療保険制度創設のための活動である。一九四三年六月に、ワグナー・マレー・ディンゲル法案と呼ばれる国民医療保険制度創設法案 (S 一六一、HR 二八六一) が提出され、AFLとCIOとともに法案を強く支持した。一九四四年には社会保障憲章委員会 (the Social Security Charter Committee) が創設されたが、AFL、CIOともに公衆衛生や社会福祉の専門家やリベラル派グループとともに設立に参加し、精力的な法案成立を求める精力的なロビー活動に乗り出した。少し時代は下るが、四六年二月に設立された国民医療保険委員会 (the Committee for the Nation's Health) にもAFL、CIOともに参加し、法案成立のために共闘したのであった。

またCIOは、政策要求を実現するための政治的影響力の行使を重視し、一九四三年七月に政治活動委員会 (the Political Action Committee: 以下、CIO-PACと略記) を設立した。CIO-PACの委員長に選出されたヒルマンは、

直前のCIO大会(四月)で、この課題について以下のように訴えた。いまや「賃金や労働時間、労働条件はますます、議会や連邦行政機関によって採用される政策に左右されるように」なり、「労働者はもはや使用者との交渉を通じてでは日々の問題を解決」できなくなった。それゆえ、労働者は、議会や連邦政府の「決定過程に対してその影響力全てを集中しなければならない」のである、と。

CIO-PACは、直接的には労働組合が連邦選挙での候補者への献金を禁止した戦時労働争議法(通称スミス・コナリー法)への対応として設立されたが、広い文脈では政治への影響力行使を目的としたものと理解できる。このCIO-PACは、LNPLの後継組織とされ、広範な層の包摂と民主党の再編の追求という点で、同様の目標を有していた。マレーは、一九四四年のCIOの『労働者の政治的目的』(Labor's Political Aims)と題するパンフレットにおいてCIO-PACを「アメリカ史上初めて」労働者とともに、「帰還兵や農民、いわゆる『一般市民』の政治的諸権利を守るための」全国組織と位置づけ、労働者のみの利害ではなく他の階層の要求をも代表する政治活動組織をめざしたのである。

実際に一九四四年に提案された「人民のための計画」(the People's Program for 1944)では、包括的な政策要求が盛り込まれている。そこでは、公正な賃金や年間賃金の保障、完全雇用、

公共事業への財政支出、年間一五〇万戸の公共住宅建設、反トラスト法の適用厳格化、医療保険などの社会保障の充実、農作物の価格保障などの農民の公正な報酬の確保、退役軍人への支援などが取り上げられており、広範な階層の利害を代表する「政策綱領」を提出したのである。

ただこのCIO-PACの政策要求を実現するためには、民主党の政策綱領にその内容を反映させる必要がある。それを可能にするのは、CIO-PACとその同盟者が民主党内でデイクシークラット(Dixiecrats)と呼ばれる南部保守派や政党マシンのボスらの保守的な連合より強力な力を持つことであつた。それは実際には、有権者を動員する集票力という点で既存の民主党集票組織を凌ぐことであり、民主党自体の再編を求める性格を持っていたのである。

以上、本節で見てきたように、第二次世界大戦期には、アメリカ労働運動は、公的国民医療保険を積極的に支持した。労働運動が代表する利害の範囲についても、CIO-PACの政策構想からわかるように、少なくとも当時のCIOの大勢は、政治的立場として労働組合員以外の広範な利益を代表することを想定していたのである。CIOはこの広範な階層の利益代表となることを担保として、その集票力を含めて政治的影響力を拡大させることを展望していた。また新しい特徴として、戦時体制への協力を行なう一方で、戦時動員政策や産業の意思決定

への労働者の参加を制度的に保障するコーポラティズムの実現を追求したことが指摘されよう。そこでは、連邦政府レベルでのNDMBやNLB、産業レベルでの産業協議会プランといった政府や産業と対等の地位で参加する政労使の三者構成機関が念頭に置かれていた。このように労働運動は、政府機関に関与するということが体制を支える一部となるが、政府機関ないしは産業の意思決定において、使用者と対等の地位と役割を求めているのである。

この時期の労働運動の性格については、ジャーナリストのウォルター・リップマン(Walter Lippmann)とI・F・ストーン(I. F. Stone)が、同時代でつぎのように語っている。リップマンは、ルーサーの「一日五〇機」計画を組織労働が「責任あるパートナーとしての地位を申し出た」ものであり「歴史的に重要」であつたと指摘する。これはつまり、第二次大戦期に組織労働が体制を支える「責任ある」一員となったことを意味するものである。またストーンは、マレーの産業協議会プランをこれまでの独占企業が中心を占める産業体制とも社会主義体制とも異なる体制へと作りかえようとした「協調的な産業民主主義」(co-operative industrial democracy)の構想であつたと評価する。このような指摘にも、戦時体制に積極的に協力する一方で、コーポラティズム体制をめざすという当時の労働運動の性格を見て取ることができる。

4 戦後アメリカ労働運動の挫折と変質

(1) コーポラティズム構想の挫折

第二次世界大戦期のCIOは、三者構成機関への参加によるコーポラティズム体制の実現を追求していたが、戦後の経済においても同様に生産や投資などの事業計画、価格設定、利益の分配といった広範囲にわたる決定権限を産業協議会に付与することを展望していた¹⁶⁾。

しかし、この戦後期のコーポラティズム構想は、一九四五年三月にAFL会長のウィリアム・グリーンとCIO会長のフィリップ・マレール、合衆国商業会議所 (Chamber of Commerce of the United States) 会頭のエリック・ジョンストン (Eric Johnston) によって署名された「労働憲章」(the "Labor-Management Charter")¹⁷⁾でもって、明確に否定されたのである。この憲章は、経営者が労働者の団結権・団体交渉権の保証、完全雇用、高賃金を支持する代わりに、労働側も経営権を認めるという線で、戦後労使関係の安定化を実現させようとするものであった。また、政府の介入についても「民間の競争的資本主義のシステム」を守り、戦後資本主義の安定化のための政府介入も最低限のプログラムに限定することを宣言した。

この憲章は、労使協議会という形で労働側の経営権への介入を排除した形での戦後労使関

係の枠組みを設定し、組織労働の政治要求にも一定の制約を加えたものであった。

(2) 戦後直後の労働運動の攻勢と挫折

① 経営権への介入の試みと挫折

ただ、戦後直後の労働運動は、経営権への介入を完全に放棄したわけではなかった。

一九四五年後半から四六年前半にかけてストライキが多発し、自動車・航空機・鉄鋼・鉱山・食肉・通信といった産業に広がり、史上例のない規模となった。この背景には、平時への産業の再転換期に、企業の潜在成長力の高さに比べて、労働者の購買力(賃金)が押さえ込まれていることに対する不満が存在していた。

そのなかでも注目されるのは、UAWが一九四五年八月から一一三日間にわたってGMに対して打ったストライキである。このストライキで、ウォルター・ルーサーは、車の販売価格を引き上げることなく賃金を三〇%上げることを求めていた¹⁸⁾。これは、戦後不況の回避には賃金上昇による労働者の購買力の向上こそが必要という立場からの要求であったのと同時に、製品価格の決定という経営の権利への介入を意味するものであった。

一九四六年に終わったこのストライキでUAWは、結果として一八・五%の賃上げを勝ち取ったものの、賃金コストの上昇を価格に反映させないという要求は、経営側の断固とした反対によって拒否されたのである。自動車産業の経

営(の一部)への介入は実現できなかったのである。この結果を受けて、UAWは、労使の力関係の根本的な転換への挑戦という課題を放棄し、労働条件や職場固有の問題を団体交渉の課題として重視していくことになる¹⁹⁾。

② 一九四六年議会選挙の敗北の影響

このUAWの傾向に拍車をかけたのが一九四六年一月の中間選挙において、民主党現職議員が敗北したことであった。この選挙で、上下両院で共和党が多数党となった。下院で民主党が議席を二四三から一八八に減らしたのに対して、共和党は一九〇から二四六に増やした。上院でも、民主党四五議席に対して共和党は五一議席を獲得した。ルーサーは、選挙以前には政府規制の拡大を求める発言を行っていたが、選挙直後には、労働と経営の互いの不干渉を語り、「政府よりもGMと交渉する」ことを重視する旨の発言をしている。また、公的社会保障の拡充、国民医療保険創設に関しては選挙一〇日後に、UAWのローカルの幹部を前に、「今後、皆さんの生活の保障を勝ち取ることができるのは、団体交渉を通じて確保することに成功した場合だけである」と述べている²⁰⁾。

また、選挙の二週間後に行なわれたCIOの一九四六年大会でも、公的社会保障制度拡充の実現可能性への疑問が出された。CIOは、「社会保障法が適切に修正されるまでさらに一〇年間」も待つつもりはないとして、「団体交渉を

通じた保障」(Security through Collective Bargaining²¹⁾)と題する決議を採択した。この決議は、団体交渉による医療保険と所得維持手当の獲得のための活動に力を注ぐことを呼びかけるものであった。

ルーサーの発言やCIO大会決議に見られるように、産別組合の運動は、一九四六年選挙の結果を受けて、その要求実現のための活動の軸を政治活動から団体交渉という産業行動に移動させ始めたのである。

ただこの活動の重点移動は、当時は段階的戦略として考えられていたように思われる。一九四〇年代後半、ルーサーは、団体交渉での勝利を「政治経済における勢力バランスを変え、福祉国家への扉を開けるための梃子として用いよう」としていた²²⁾。ネルソン・リヒテンシュタインはこれを「ルーサー主義」(Reutherism)と呼ぶが、この考えは、団体交渉を重視するビジネス・ユニオニズムのアプローチを、福祉国家実現の社会的ビジョンと結びつけた段階的な構想であった。この「ルーサー主義」の持つ、政治への展望が決定的に変化していくのが、四〇年代末以降であった。

ここで、一九四七年に成立したタフト・ハートレイ法が労働運動に与えた制約的影響について簡単にまとめておきたい。本法は、前述の共和党が両院で多数を占めた議会で、ワグナー法を修正し労働運動への制限を課したものであり、トルーマン大統領の拒否権を乗り越えて成立し

た。その主な制限は、クロースド・ショップの禁止、二次的ストライキ(同情ストライキ)禁止、山猫スト禁止、政府職員スト違法化、組合幹部リスト作成(非共産党宣言義務化)、組合政治献金禁止などが上げられる。本法の直接の帰結は共産主義者の排除であった。これは、1で述べたように、共産主義者が持っていた諸社会運動とのつながりを切断する「効果」を持っていた。また二次的ストライキの禁止規定は、力のある組合が相対的に弱い組合を助けるためのストライキを違法化すること、つまり強力な組合の活動の視野が産業の中心部の寡占セクターに限定化されることを意味していた。

このようにタフト・ハートレイ法は、労働運動の「階級全体にわたる政治経済戦略を提示するためのいかなる真剣な試み」も抑制し、「労働組合の偏狭さを促進」する「効果」を持っていたのである。本法のこうした性格は、結果的に労働運動が民間での団体交渉を重視する傾向を促進し、その視野を狭隘かつ防衛的なものにする方向で影響したのであった。

(3) 基軸産業における労使の「合意」

戦後アメリカの労働運動は、一九四〇年代後半に入ってもルーサー主義に見られるように団体交渉での前進を政治的力関係の変化や公的社会保障拡充などにつなげる政治的展望は失っている。しかし四〇年代末以降、基軸産業の自動車産業において、賃金調整方式とフリ

ンジ・ベネフィットと呼ばれる付加給付の両面で新たな労使関係の枠組みが締結され、主要産業に浸透していったことを受けて、こうした戦略は大きく変容していったのである。

① 賃金調整方式

前者の賃金調整方式については、GMが提案した生計費調整条項(a cost of living adjustment: 以下、COLAと略記)と年次改善要素(an annual improvement factor: 以下、AIFと略記)という二つの賃金制度が、一九四八年に締結されたGM-UAW協約に盛り込まれたことが画期となっている。COLAは、労働統計局による生計費指数の上昇にあわせて賃金を自動的に増額させることで労働者の生計費算定を賃金に組み込むのである。AIFは、GMの生産性向上を部分的に反映させることを目的とした賃金の自動調整方式であった。当時、製造業の生産性は約年二・三%上昇すると推定されていたため、年二%の賃上げを規定した²³⁾。

COLAとAIFによる賃金決定をUAWが受け入れたことは、UAWが、利潤を「剰余価値」とみなして賃金を交渉での労働組合の力の行使によって決定する、という立場から離れたことを意味していた²⁴⁾。この方式は、賃金上昇を「生計費増大の反映」にすぎず、「生産性向上を通じてのみ実現」されるものとみなし、労働者に「自らの生活向上が企業の業績拡大にかかっている」と意識させるものであった。

② フリンジ・ベネフィット

第二の側面は、フリンジ・ベネフィットと呼ばれる団体交渉による従業員に対する企業年金・私的医療保険の制度化である。企業年金については、一九四九年のフォード社(Ford Motor Company)とUAWとの協約において、勤続三〇年以上、六五歳以上のすべての従業員への年金が盛り込まれた。医療保険については、四八年にUAWがGMに提案するものの拒否され、四八年六月の新興の自動車会社カイザー・フレイザー社(Kaiser-Frazer Corporation)とUAWの協約に盛り込まれたのが最初であった。そして五〇年に締結されたGM—UAW協約は、企業年金、私的医療保険の両方を含むものであった。

この企業年金・私的医療保険は、石炭産業や鉄鋼産業ではUAWや全米鉄鋼労働組合(United Steelworkers of America: 以下、UAWと略記)の先駆的活動によって一九四六年から導入され始め、四〇年代末葉には産業内で発展してきたのである。UAWが結んだ医療保険給付条項のある協約は、四八年六月までに、組合員の一割以上の約一三万人をカバーするまでに広がっていた。しかし社会的な影響という意味では、自動車産業の中核のフォードやGMとUAWとの協約で、フリンジ・ベネフィットが成立したことは決定的であった。

(4) 労働運動の質的変容

① パターンの跛行的波及

実はUAWは当時、一九四八年のGMとの協約を、労働にとつて不利な政治的経済的状況のもとで一時的にGM労働者を保護するための「現状維持的方策」(“holding action”)と考えていたのである。社会保障についても、UAWは四八年に社会保障部門(the Social Security Department)を創設して、立法による公的社会保障の拡充によつて団体交渉で獲得する私的保障の比重を減らすという「二面的」アプローチ(“two way” approach)を捨てておらず、フリンジ・ベネフィットの獲得を「暫定的措置」と位置づけていたのである。このように、四〇年代末の時点では依然として「ルーサー主義」を放棄してはいなかったのである。

しかし五〇年代に入り、この労使関係の枠組みが基軸産業の主要組合の協約へ波及していくのを受けて、とくにその浸透が非常に跛行的なものとなっていたことから、産別組合の構想は変質を余儀なくされることとなった。

一九四〇年代末にGMやフォードといった大企業において締結された協約は、パターンとして踏襲されて、基軸産業における戦後労使関係のモデルとなっていく。六〇年代初頭までにCOLAは、主要な組合協約の五〇%以上に組み込まれ、七〇年代中葉までに、企業年金は民間労働力人口のなかの四九%を、私的医療保険は

三分の二をカバーするようになったのである。⁽³⁰⁾

ただこの波及はきわめて跛行的であった。このパターンは、寡占的構造を持ち労働組合による組織化がなされた基軸産業の範囲を超えず、企業間競争が激しく労働組合が弱い他の産業や、自動車産業のなかでも規模の小さい企業にまでは広がらなかったのである。一九四六年から七年のあいだに締結されたデトロイトのUAW傘下の八五社の協約のうち六二%が、GMやフォードのパターン以下の水準であった。四七年の時点で自動車労働者の三分の二であった小売店員の所得が六〇年代後半には三分の一になったように、労働組合に組織化された基軸産業の労働者と企業間競争の激しい産業や小規模企業の労働者との賃金格差は拡大した。また白人女性や人種のマイノリティの多くは後者の部門で働いていることから労働者間の賃金格差が人種・ジェンダー間での格差としても現れたのである。⁽³¹⁾

② 普遍主義からの撤退

一九四〇年代末から五〇年代における安定的な労使関係の枠組みが基軸産業で跛行的に浸透したことによって、アメリカ労働運動は大きく変質していく。彼らは、産業間や企業規模間、さらには人種・ジェンダー間での賃金格差の縮小をめざす平等主義的構想を放棄する。また社会保障についても、自分たちの構成員のみに恩恵のある企業内のフリンジ・ベネフィットの拡

充に力を注ぐようになり、公的社会保障制度の拡充を切迫した課題とみなさなくなった。³³⁾この変化は、政治要求の面では、社会保障に関する要求の政治的実現を放棄したことを意味し、利害代表の面では、普遍主義的社会保障路線と平等主義的賃金バタールの追求の放棄によって、諸階層の包摂という視点の喪失はもとより、自組合員以外の労働者の利害を積極的に代弁するような性格も失うことを意味していた。

なおここで興味深いのは、一九三〇年代に伝統的なヴォランタリズムのくびきから脱却し、政治要求の面でも利害代表の面でも革新的な活動を先駆的に行なっていたCIO系産別組合が、四〇年代末には、労働運動の政治からの脱却、視野の狭隘化を率先する位置にあつたことである。三〇年代から五〇年代にかけてのアメリカ労働運動の質的変容は、大量生産産業の産別組合の変化として現れたのである。

おわりに

以上、本論文は、一九三〇年代ニューディール期から一九五〇年代にかけてのアメリカ労働運動の高揚とその変化を論じてきた。

一九三〇年代には、産別組合の台頭を契機に労働運動の高揚が始まり、公的社会保障の実現・拡充という国家を通じた利益の実現を求め、労働者以外の階層をも視野に入れた政治活動を本格的に開始したのであった。第二次世界大戦

期の労働運動は、政治要求と利害代表の両面で三〇年代の性格を引き継ぎつつ、コーポラティズム体制の実現によって組織労働の国家や産業の意思決定への制度的な介入を構想したのである。このように、第二次世界大戦期までのアメリカ労働運動は、戦時体制への協力を契機に体制を支える勢力としての位置を明確にしつつも、要求実現の回路と代表する利害の範囲の両面で、社会民主主義的性格を失ってはいなかったのである。

アメリカ労働運動の性格が大きく変わる画期となつたのが、一九四〇年代末であつた。四八・四九年のUAWとGM・フォードとの労使関係についての「合意」は、労使の利害の一体化を意識させるような賃金バタールと企業内フリンジ・ベネフィットを柱としたものであつた。さらにこの枠組みが跛行的に基軸産業に浸透していったことで、主要産別組合は、労働者間の格差を拡大することを容認し、公的社会保障拡充に背を向け自らの構成員のための私的な年金や医療保険の充実に努力を傾注する方向へと進んでいったのである。アメリカ労働運動は、戦後直後にはわずかに残つていた福祉国家実現の政治構想を放棄し、広範な階層の利害を代表することで福祉国家実現の中核的担い手となる展望も失つたのである。

こうして、「利益団体」と化した労働組合のもとで「民営化された福祉国家」が戦後アメリカに成立する。当然、かかる労働運動は「労働

者階級内で分断され、かつての同盟者とも分断され」、「社会保障や国民医療保険、マイノリティを対象とした福祉プログラム」のために、広範な有権者に対する動員力だけでなく組合員自身に対する動員力すらも失つていくのである。³⁴⁾

(1) Congress of Industrial Organization, *Daily Proceedings of the Second Constitutional Convention of the Congress of Industrial Organizations*, San Francisco, California, October 1939, 106.

(2) 長沼秀世『アメリカの社会運動』(彩流社、二〇〇四年)一四八・一五三頁、Matthew Josephson, *Sidney Hillman: Statesman of American Labor* (New York Doubleday, 1952)。³⁵⁾ 牧田陽一訳『シドニー・ヒルマン——ニューディールを支えた男』(『第一書林』二〇〇二年)二五二頁。

(3) Martin Glaberman, *Wartime Strike: The Struggle against the No-Strike Pledge in the UAW during World War II* (Detroit, Mich.: Bewick Editions, 1980), 3°.

(4) ショセフソン前掲注(2)一九六・二二九頁、Steven Fraser, *Labor Will Rule: Sidney Hillman and the Rise of American Labor* (New York: Free Press, 1991), 452-454.

(5) Robert Zieger, *The CIO, 1935-1955* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1995), 126.

(6) Nelson Lichtenstein, *State of the Union: A Century of American Labor* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2002), 101; *Labor's War at Home: The CIO in World War II* (Cambridge, New York:

Cambridge University Press, 1982), 53-54.

- (7) Nelson Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining," in Steve Fraser and Gary Gerstle, eds., *The Rise and Fall of the New Deal Order, 1930-1980* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1989), 125; "Labor in the Truman Era: Origins of 'the Private Welfare State,'" in Michael J. Lacey, ed., *The Truman Presidency* (New York: Cambridge University Press, 1989), 132. また N.W.L.B. は「先任権・苦情処理システム・休暇・夜勤手当・病気休暇・有給の食事時間を労働者の権利として承認するなど、職場規制にも踏み込んでいたのである。」

- (8) David Brody, "The New Deal and World War II," in John Braeman and Robert H. Bremner and David Brody, eds., *The New Deal: The National Level*, volume 1 (Columbus: Ohio State University Press, 1975), 281-283; Lichtenstein, *Labor's War at Home*, 41-42; "Labor in the Truman Era," 133.

- (9) 本法案は「上院ではロバート・ワグナー・ジェームス・E・マレー (James E. Murray: キンタナ州選出、民主党) によつて、下院ではジョン・D・ディンゲル (John D. Dingell: ミシガン州選出、民主党) によつて提出された。」

- (10) Alan Derickson, "Health Security for All? Social Unionism and Universal Health Insurance, 1935-1958," *Journal of American History* 81 (1994), 1340-1343.

- (11) Fraser, *Labor Will Rule*, 503 から再引用。

- (12) Joseph Gaer, *The First Round: The Story of the CIO*

Political Action Committee (New York: Duell, Sloan, and Pearce, 1944), 67 から再引用。長沼前掲注(2)

- 一六三―一六四頁、ジョセフ・ガール前掲注(2)二八八頁。

- (13) Gaer, *The First Round*, 185-212; Fraser, *Labor Will Rule*, 506-507.

- (14) Ibid., 510. 戦後直後に行なわれたCIOの南部組織化活動「ディキシ作戦 (Operation Dixie)」は、民主党南部保守派の影響力を削ぐことを政治目的としたものであった。しかし、一九五二年のCIOの構成員数は四四年よりも少なく、このディキシ作戦は失敗し、「組合は深南部には政治的基盤も築けなかった」。Lichtenstein, "Labor in the Truman Era," 142-144.

- (15) Brody, "The New Deal and World War II," 283 から再引用。

- (16) Fraser, *Labor Will Rule*, 559.

- (17) Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining," 128-130; "Labor in the Truman Era," 134-135; Zieger, *The CIO*, 216; Brody, "The New Deal and World War II," 287.

- (18) Lichtenstein, *State of the Union*, 103.

- (19) Nelson Lichtenstein, "UAW Bargaining Strategy and Shop-Floor Conflict: 1946-1970," *Industrial Relations: A Journal of Economy and Society* 24 (1985), 363; 熊沢誠「寡占体制と労働組合——アメリカ自動車工業の資本と労働」(新評論、一九七〇年) 一六五頁; Lichtenstein, "Labor in the Truman Era," 139-140.

成果主義時代の ワークルール

これだけは知って
おきたい労働法11

道幸哲也 著

[北海道大学教授]

定価(本体1800円+税)

過酷な競争、サービス残業、賃金の低下、
ストレス・過労死……。"ルール無視"が
蔓延する時代にあって、人間らしく、自分
らしく働くための労働法の知識を提供。

- 〈主な目次〉
- 第1章 まず、労働法を知る
 - 第2章 自分らしく働く
 - 第3章 プライヴァシーを守る
 - 第4章 権利を主張する
 - 第5章 労働条件を維持・確保する
 - 第6章 働き続ける

旬報社

〒112-0015 東京都文京区目白台2丁目14番13号
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

E-Mail
info@junposha.co.jp

(20) Derickson, "Health Security for All?" 1344-1345

から再引用。

(21) Lichtenstein, "UAW Bargaining Strategy and Shop-Floor Conflict," 361; David C. Jacobs, "The UAW and the Committee for National Health Insurance: The Contours of Social Unionism," *Advances in Industrial and Labor Relations* 4 (1987), 120.

(22) Lichtenstein, *State of the Union*, 114-125.

(23) Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining," 141; "The Treaty of Detroit," *Fortune* 42, no. 1 (July 1950), 55. AIF は「GMの生産性上昇を部分的にはあっても反映しているが、厳密にはGMの生産性向上と直接的に結びついている訳ではないため、賃金の自動的な増額がなされたとしても、生産性のきわめて高いGMにとっては高い利潤の確保が保証されることも意味していた。熊沢前掲注(20)一六九―一七〇頁。

(24) "The Treaty of Detroit," 53; Lichtenstein, "Labor in the Truman Era", 150; "From Corporatism to Collective Bargaining," 123; 神野圭介「アメリカ企業社会の形成——フェアディールの挫折とその意味」渡辺治編『変貌する企業社会』日本(旬報社、二〇〇四年)四一八頁。

(25) フォード―UAW協約には、拠出制の入院保険・傷害保険・生命保険もプランに含まれていた。同前、四一九頁。

(26) Jerome Pollack, "Kaiser-Frazer UAW-CIO Social Security Program," *Industrial and Labor Relations Review* 6 (1952), 97.

(27) Derickson, "Health Security for All?" 1348; Jacob S. Hacker, *The Divided Welfare State: The Battle over Public and Private Social Benefits in the United States* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002), 127.

(28) 四八年後半の時点では組合指導者の九〇%以上がGM―UAW協約のCOLA条項に反対していた。Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining," 141; "Labor in the Truman Era", 150.

(29) Derickson, "Health Security for All?" 1352-1353. 協約には、公的医療保険が立法によって成立したならば会社による従業員への医療保険給付は解消するという条項を盛り込んだものもあった。

(30) Lichtenstein, *State of the Union*, 123, 127; Hacker, *The Divided Welfare State*, 89, 262. 一九五〇年までに、CIOが代表権をもつ企業では、その約九五%の従業員が医療保険・福利厚生制度が盛り込まれた協約でカバーされているのに対して、AFLが代表権を持つ会社の従業員では二〇%にすぎなかった。Derickson, "Health Security for All?" 1351-1352. またフリッジ・ベネフィットの種類についても、五五年に失業時に正規賃金の六五%を失業手当として支払う補足的失業給付(supplemental unemployment benefit: SUB)が成立するなど拡充が進んだ。Nelson Lichtenstein, *The Most Dangerous Man in Detroit: Walter Reuther and the Fate of American Labor* (New York, NY: BasicBooks, 1995), 285-286.

(31) 熊沢前掲注(20)一七三―一七四頁。Lichtenstein, *State of the Union*, 129-130; Derickson, "Health Security for All?" 1355.

curity for All?" 1355.

(32) Samuel Bowles and David M. Gordon and Thomas E. Weisskopf, *Beyond the Waste Land: A Democratic Alternative to Economic Decline* (Garden City, New York: Anchor Press, 1983)〔都留康・磯谷明徳訳「アメリカ衰退の経済学——スタグフレーションの解制と克服」(東洋経済新報社、一九八六年)〕八八頁。

(33) Lichtenstein, "Labor in the Truman Era," 153; 熊沢前掲注(20)一七四、一九八頁。公的国民医療保険の創設を求めた三八年の国民医療保険会議の二〇周年を記念して、五八年六月に開かれた労働者医療サービス国民会議では、参加者は労働組合員とその扶養家族のための私的医療保険の改善の議論に終始した。これが普遍主義からの後退の画期である。Derickson, "Health Security for All?" 1355-1356.

(34) 一九四〇年代、五〇年代の労働運動の変化が政治にどのような影響を与えたかについては、神野前掲注(28)を参照。

(35) Lichtenstein, "From Corporatism to Collective Bargaining," 145.

(なかじま じょう)